29	34° 33′ 24.6907″	136° 16′ 05.0777″
30	34° 33′ 24.6938″	136° 16′ 05.2664″
31	34° 33′ 24.6970″	136° 16′ 05.4673″
32	34° 33′ 24.9153″	136° 16′ 06.4937″
33	34° 33′ 25.0413″	136° 16′ 06.6026″
34	34° 33′ 25.2504″	136° 16′ 06.6458″
35	34° 33′ 25.2832″	136° 16′ 06.6526″
36	34° 33′ 25.5980″	136° 16′ 06.7178″
37	34° 33′ 26.0213″	136° 16′ 06.8107″
38	34° 33′ 26.2948″	136° 16′ 06.8707″
39	34° 33′ 26.6516″	136° 16′ 06.9557″
40	34° 33′ 26.7141″	136° 16′ 06.9812″
41	34° 33′ 26.8959″	136° 16′ 07.0553″
42	34° 33′ 27.2617″	136° 16′ 07.2600″
43	34° 33′ 27.2893″	136° 16′ 07.2786″
44	34° 33′ 27.5564″	136° 16′ 07.4654″
45	34° 33′ 27.7284″	136° 16′ 07.6217″
46	34° 33′ 27.8646″	136° 16′ 07.7778″
47	34° 33′ 28.1049″	136° 16′ 08.0769″
48	34° 33′ 28.2143″	136° 16′ 08.2130″
49	34° 33′ 28.4620″	136° 16′ 08.4074″
50	34° 33′ 28.7359″	136° 16′ 08.5918″
51	34° 33′ 28.7553″	136° 16′ 08.6190″
52	34° 33′ 28.9066″	136° 16′ 08.8310″
53	34° 33′ 28.5071″	136° 16′ 08.5739″

○国土交通省告示第九百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県真庭市神代の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 05′ 42.9533″	133° 39′ 13.0909″
2	35° 05′ 43.2202″	133° 39′ 13.7838″
3	35° 05′ 45.3006″	133° 39′ 14.0636″
4	35° 05′ 45.5437″	133° 39′ 14.9310″
5	35° 05′ 44.3178″	133° 39′ 16.1756″
6	35° 05′ 43.8292″	133° 39′ 16.2453″
7	35° 05′ 43.1652″	133° 39′ 19.1720″
8	35° 05′ 42.7911″	133° 39′ 19.1854″
9	35° 05′ 42.0795″	133° 39′ 14.9327″
10	35° 05′ 42.6861″	133° 39′ 14.1248″
11	35° 05′ 42.5125″	133° 39′ 13.2458″

○国土交通省告示第九百七十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　東京都長谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

東京都小笠原村父島字長谷

一九番　連珠谷国有林二一林班い小班

三三番　三〇番地先無番地

二七番　二九番地先無番地

一号　二号から七号まで

八号　九号及び十号

十一号　十二号

十三号及び十四号

○中部地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十三日から二週間中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員
岐阜県可児市柿田字杉坪四一九番二から岐阜県可児郡御嵩町顔戸字尻無二一五番まで	二八・四メートル～二〇七・四五メートル
御嵩町顔戸字尻無二一五番から岐阜県可児郡御嵩町顔戸字尻無二一五番まで	二〇・四五メートル～一六・四一メートル

(四)　指定する期日　令和七年十月二十三日

○中部地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	岐阜県可児市柿田字杉坪四一九番二から岐阜県可児郡御嵩町顔戸字尻無二一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十三日　六時

国会事項

衆議院

常任委員長補欠選任

十月二十一日議院において、次のとおり各常任委員長を補欠選任した。

総務委員長　佐藤　英道
法務委員長　階　猛
環境委員長　泉　健太
安全保障委員長　前原　誠司
国家基本政策委員長　小川　淳也
予算委員長　枝野　幸男
決算行政監視委員長　村岡　敏英
懲罰委員長　手塚　仁雄

常任委員長辞任

十月二十一日議院において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

総務委員長　竹内　譲
法務委員長　西村智奈美
環境委員長　近藤　昭一
安全保障委員長　遠藤　敬
国家基本政策委員長　泉　健太
決算行政監視委員長　鈴木　義弘
懲罰委員長　菊田真紀子

又同日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

国土交通委員長　井上　貴博

憲法審査会会長補欠選任

十月二十一日憲法審査会において、次のとおり会長を補欠選任した。

憲法審査会会長　武正　公一

憲法審査会会長辞任

十月二十一日憲法審査会において、次の会長の辞任を許可した。

憲法審査会会長　枝野　幸男

会期議決通知及び通知書受領

十月二十一日本院は第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

又同日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決した旨の通知書を受領した。